

最上消費生活センターニュース5月号

2020年5月1日発行



5月は消費者月間です



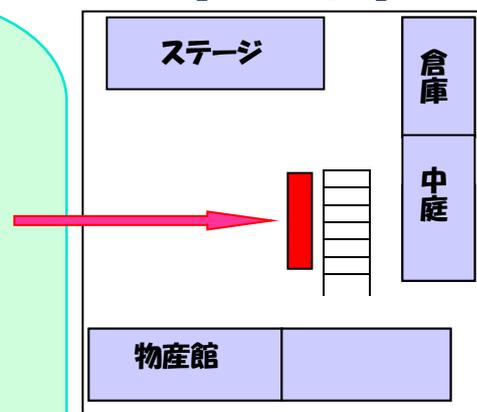
毎年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行っています。令和2年度は、以下の統一テーマで取組み、最上消費生活センターでは、例年どおりパネル展示を行います。

<令和2年度 消費者月間統一テーマ> 豊かな未来へ ～「もったいない」から始めよう!～

[ゆめりあ]

《期間》 5月18日(月) ～ 5月29日(金)

《場所》 ゆめりあ1階 「花と緑の交流広場」



昨年度の
展示の様子



※ 新型コロナウイルス感染予防のため、資料配布なし（展示のみ）
に変更することがあります。

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。



一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです。困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」（局番なしの188）」までお電話を。

『泣き寝入りはいやや（188）！』で覚えてね

㈱大沼発行の「商品券」・大沼友の会の「積立金」・「お買物券」 還付手続をお忘れなく！

㈱大沼発行の商品券や㈱大沼友の会のお買物券などの還付手続が始まっています。

「商品券」は東北財務局が、友の会の「積立金」及び「お買物券」は東北経済産業局がそれぞれ受付を行っており、申出期限までに申出がない場合、還付されませんので御注意ください。※詳しくは、下記担当にお問い合わせください。

㈱大沼発行「商品券」

- ◇申出期限 令和2年6月12日（金）まで
- ◇申出方法 「商品券」、「申出書」、84円切手を貼った返信用封筒を東北財務局（〒980-8436）仙台市青葉区本町3-3-1）に郵送（6月12日消印有効）
- ◇担当 東北財務局 理財部 金融監督第三課 ☎022-721-7079



㈱大沼友の会「積立金」・「お買物券」

- ◇申出期限 令和2年6月30日（火）まで
- ◇申出方法 申出書等を東北経済産業局（〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1）に郵送（6月30日消印有効）、または持参してください。
※友の会会員の方には4月に還付手続のご案内を郵送しています。
- ◇担当 東北経済産業局 産業部 消費経済課 ☎022-208-6775

「消費生活出前講座」の申込みについて

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介やトラブル対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。



新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催時期を相談させていただくことがあります。

消費生活法律相談会（無料）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間（5月末をめぐり）、消費生活法律相談は見合わせていただきます。

尚、通常の消費生活相談は、電話にて対応しております。

《次回開催予定日》

6月9日（火）13:30～15:30

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります。

最上消費生活センター 0233-29-1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034（最上総合支庁 1階）

《受付時間》 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 



全国共通の消費者ホットライン **188** で、最寄の消費生活センターにつながります。